

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

3月17日、県内の保健所の帰国者・接触者相談センターに相談のあった方が、帰国者・接触者外来を受診し、県衛生研究所で検査を実施したところ、本日(3月18日)、14時頃に新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

県内で新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されたのは2例目です。
本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っております。

1 患者の概要

- (1) 年代 : 20歳代
- (2) 性別 : 男性
- (3) 居住地 : 茨城県
- (4) 職業 : 不詳

2 症状・経過、行動歴

- 3月上旬 ヨーロッパ旅行、旅行中に発熱
- 3月16日 日本帰国
- 3月17日 管轄保健所に連絡。管轄保健所の指示により帰国者・接触者外来を受診。
- 3月18日 県衛生研究所において、PCR検査を実施し、陽性が判明。

3 その他

当該患者は、感染症指定医療機関に入院しております。また、濃厚接触者については現在調査中。

4 今後の対応

同居の両親及び旅行同行者1名について、現在調査中。

※患者及び患者家族等の個人情報については、プライバシー保護の観点から本人等が特定されることのないよう、格段の御配慮をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性があります。

県民の皆様へ

- ◆ 県民の皆様におかれましては、季節性インフルエンザと同様に、咳エチケットや手洗いの徹底などの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ◆ 特に、3月4日以降、海外渡航から帰国された方は、自宅待機にご協力をお願いいたします。併せて「帰国者・接触者相談センター」にご連絡ください。
- ◆ 帰国後、渡航中あるいは帰国直後に症状がなくても、潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）と言われている14日の間に具合が悪くなる場合があります。
- ◆ センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を案内しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

（参考）

・「新型コロナウイルス感染症について」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・

・「新型コロナウイルス感染症について」（茨城県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/other/documents/20200130-corona.html>

企業の皆様へ

茨城県産業戦略部長

新型コロナウイルス感染症に係る配慮について（依頼）

日頃から、本県の産業振興にあたり、格別なるご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、県民生活や本県の企業の活動に大変大きな影響を与えております。

本県におきましても、3月17日に初の感染者が確認されましたが、社員の海外出張がその原因ではないかと考えられております。御社の企業活動におかれましても、下記ご配慮のうえ、感染拡大の防止へのご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 社員・従業員に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防対策を改めて呼び掛け、徹底に努めること。また、出張の際は、混雑する空間をなるべく避けるなどの配慮をすること。
- 2 社員の海外出張に際しては、出張先における最新の感染被害状況を確認し、必要に応じて延期を検討・指示するなど、十分に配慮すること。
また、海外から帰国した社員については、体調等の報告を上司が受け、14日間を目安とした自宅待機を指示するなど経過観察に努めるとともに、3月4日以降の帰国者に関する情報について、事業所所在地を管轄する保健所又は、県庁内の「帰国者・接触者相談センター（24時間対応。電話 029-301-3200）」に必ず連絡し、指示を受けること。
- 3 社員等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には、当該社員に自宅療養を指示するとともに、事業所内で十分な対策を行い、万一の感染発生に備えること。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（厚生労働省）
- ・ ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～（厚生労働省）
- ・ 保健所管轄図（保健所再編パンフレット）（茨城県保健福祉部厚生総務課）

（本文書に関するお問い合わせ）

茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ 担当 小川
電話 029-301-3525